

入札説明書

この入札説明書は、「県立長野図書館中央監視設備部品交換ほか調整工事設計業務（以下「本業務」という。）」の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

1 競争入札に付する事項

別記のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号（以下「政令」という。））第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 建築コンサルタント業務の入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア 公告日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 管理技術者として一級建築士を配置できること。（公告日現在において当該資格を有している者に限る。）
 - ウ 北信地区（長野及び北信地域振興局管内）又は東信地区（佐久及び上田地域振興局管内）に本店を有していること。
 - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 当該入札公告日から 3 か月前の日以降の時点において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、仕様書、委託契約書（案）、入札説明書及び現場等を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について、疑義がある場合は、令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時までに別記 3 に掲げる者に電子メールで説明を求めることができる。回答は、令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに長野県公式ホームページに回答書を掲載する。

なお、質問者に対する直接回答は行いませんので必ず上記掲載先を確認すること。

ただし、入札後設計図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を別記2に掲げる入札及び開札日時、場所において直接提出しなければならない。郵便、ファクシミリ、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の手続については、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各項目に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出しなければならない。
 - (ア) 業務名
 - (イ) 業務箇所名
 - (ウ) 入札金額
 - (エ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び一般競争入札参加申込書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - (オ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）代理人であることの表示、並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札に際し、当該業務等に係る業務費内訳書を提出しなければならない。ただし、第1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、落札決定後に落札者は落札額に対する業務費内訳書を提出しなければならない。
- (8) 業務費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。金額が一致していない内訳書及び積算金額を値引きした内訳書については不備がある内訳書として取扱うものとする。ただし、積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効として取扱うものとする。
- (9) 業務費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (ア) 設計図書等（閲覧用の業務費内訳書（金抜）、特記仕様書、設計図面等）のうち業務費内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (イ) 前項目と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
 - (ウ) (ア)、(イ) のいずれの場合にも業務費内訳書には、表紙（日付、発注者名、業務名、業務箇所名、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付（様式は問わない。）するとともに、各内訳書には全葉と該当ページを記入すること。（1／5、2／5・・・のようにページを記載）
- (10) 開札時には、担当職員が、落札予定者から提出された業務費内訳書の審査を行うものとする。

- (11) 業務費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書替え、引換え又は取消をすることができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (14) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、業務等の総額について見積るものとする。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載しなければならない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、請負金額の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を委託契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (16) 入札回数は 2 回とする。開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札をする。ただし、第 2 回の入札を行っても落札者がいない場合は、第 2 回目の最低入札者と政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は 2 回を限度とする。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下、「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札参加者又はその代理人が、次の各項目の一に該当する者の場合は当該入札会場から退去させる。又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- （ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- （イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本県業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (23) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。その場合、次の各項目に掲げるところにより申し出るものとする。
- （ア）入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- （イ）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執

行する者に直接提出して行う。

4 入札保証金

納付を免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

- (1) 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき。
- (2) 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。
- (3) やむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結に至らなかったとき。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名、業務箇所名、及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない、又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していない入札書
- (9) 業務費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある業務費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (5) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (6) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、長野県公式ホームページに掲載する。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (8) 契約に要する経費は落札者の負担とする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。ただし、次の各項目の一に該当するときは、これを納めないことができる。
 - (ア) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (イ) 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社がする保証	金融機関又は左欄の保証事業会社が保証する金額

- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。
- (5) 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- (6) 契約保証金には利子を付さないものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情がある時は、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約を確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

1 0 契約人に求められる義務

- (1) 業務開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める履行期間の初日も同日とする。
- (2) 受注者は、契約締結後 15 日以内（休日を除く）に、業務に着手しなければならない。
- (3) 契約人は、建設業法に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者、並びに工事現場における施工体制の把握要領に規定する技術者を配置しなければならない。
- (4) 受注者は契約した業務に下請契約を締結して施工するときは、その下請の状況を文書で県立長野図書館長に報告しなければならない。
- (5) 配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前 3 カ月以上の雇用）がなければならない。

1 1 入札者に求められる事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、上記 2 に定める入札に参加する者に必要な資格について、別紙「一般競争入札参加申請書」によりこれを証明の上、次のとおり提出すること。

なお、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札参加者の負担において説明するものとする。

(ア) 提出期限 令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時

(イ) 提出先 〒380-0921

長野市若里 1 - 1 - 4

県立長野図書館 総務企画課 総務係

電話 026-228-4500

電子メール naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp

- (2) 審査結果については、令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時までに県立長野図書館から通知する。

1 2 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は別記 3 のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 必要に応じて現場を確認の上、見積もりをすること。
- (4) 本業務に関しての照会先は、別記 3 のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 県立長野図書館中央監視設備部品交換ほか調整工事設計業務
- (2) 業務箇所名 長野市若里 1－1－4 県立長野図書館
- (3) 業務概要 図書館（RC3F、B1F 8,614 m²）の中央監視設備部品交換及び入出力対象機器の調整工事の設計
- (4) 履行期間 契約日の翌日から約 150 日間

2 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - (ア) 日時 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 2 時
 - (イ) 場所 県立長野図書館 3 階 研修室
- (2) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。

3 本業務に関しての問い合わせ先及び入札に参加できる者であることを証明する書面の提出期限

- (提出期限) 令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時まで
- (所 在 地) 〒380-0928 長野市若里 1－1－4
- (担 当 課) 県立長野図書館 総務企画課 総務係
- (電話番号) 026-228-4500
- (電子メール) naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp